

谷塚・瀬崎地域包括支援システム導入業務委託仕様書

1. 目的

社会福祉法人草加市社会福祉事業団が草加市から運營業務を受託している谷塚・瀬崎地域包括支援センターにおいて、平成30年度の介護保険制度改正に伴う、地域包括支援センターの事務及び介護予防事業等に円滑に対応できるシステムを構築する。

2. 対象業務

- (1) 地域包括支援センターが実施する地域支援事業(包括的支援事業含む)に関連する情報等の統括・管理及び予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム(地域包括支援センター管理システム)構築業務
- (2) 新介護保険支援システムソフトウェアの導入、設定、調整、操作研修会開催等
- (3) 現介護保険支援システムからのデータ移行
- (4) 新介護保険支援システムの導入支援(運用)
- (5) 将来、他のシステムへの移行が発生した場合にはコンバート支援を行う。
なお、データ移行時におけるコンバート対象範囲の共有及びコンバート不可な情報の取り扱いについては、選定業者決定後、事業団と協議の上決定する。

3. 基本要件

- (1) 地域包括支援センター向けシステムを構築するにあたり、利用者の個人情報の取扱いに十分注意すること(ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策を含む)。
- (2) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、取扱い説明書の納入及び担当者への教育、指導を行うこと。
- (3) 過去に地方公共団体又は社会福祉法人等が運営する埼玉県内地域包括支援センター事業において、導入実績があること。
- (4) 地域包括支援センターと原案作成委託を行う居宅介護支援事業者との間で、個人情報保護や漏洩防止策がとられた形でデータ連携ができること。
- (5) システムの正常な運用を維持するためのサポート体制を整備し、障害発生時にはその復旧に速やかに対応すること。
また、制度改正等により内容の変更が発生した場合には、バージョンアップにて対応できること。

4. 納入期限

平成30年3月31日までとする。

ただし、ソフトウェア等の作成において、平成30年度の法改正について厚生労働省からの必要な情報や指示の遅れなど、受託者の責に帰さない要因による納入期限の遅延が生じた場合は、協議の上で延期期限等を協議できるものとする。

5. 機能条件

- (1) 対象者の台帳管理に関する機能
 - ① 対象者の氏名・氏名フリガナ・性別・生年月日・住所・関係者・保健手帳情報・認定情報・ADL等の基本情報が、登録・管理できること。
 - ② 二次予防事業の対象者となった高齢者の、基本情報や基本チェックリスト結果・生活機能評価項目を取り込めること。

- ③ 地域包括支援センター業務で得た、基本チェックリスト結果や生活機能評価項目が登録、管理できること。
 - ④ 固定の管理項目だけでなく、任意に項目が拡張できること。
 - ⑤ 氏名(ふりがな)・住所(郵便番号)・担当者などの条件による登録者の一覧検索ができること。
- (2) 介護予防ケアマネジメントに関する機能
- ① 基本チェックリスト結果は履歴管理することができ、結果のグラフ表示や比較したレーダーチャート表示により、対象者の変化を確認できること。
 - ② 利用者基本情報の作成の際、省力化のためシステム内で登録済みの情報についてはボタン操作で自動取得できる機能を有すること。
 - ③ 利用者毎に介護予防サービス計画作成から会議録作成や評価を行い、PDCAサイクルに則した業務を支援すること。
 - ④ 計画作成等においては、単に入力・記述できるだけでなく、定型文の作成や検索表示を行う文章作成支援機能、該当する事業を行っているサービス事業者の候補表示などの入力支援機能により、作業の省力化を図ること。
 - ⑤ 計画作成担当者毎に予定表を表示し、認定情報や計画の作成状況・訪問予定日・訪問実施状況等、介護予防マネジメント業務の進捗状況を管理できること。
 - ⑥ 帳票等については厚生労働省発表様式に準拠した仕様とすること。
 - ⑦ 居宅サービス計画書などは文字サイズを変更可能とすること。
 - ⑧ 利用者基本情報や介護予防サービス・支援計画書の同意欄文言は任意に変更できること。
 - ⑨ 給付管理業務(給付管理票・請求書作成)及び国保連合会への給付請求機能を有すること。
 - ⑩ 統計・分析に必要なデータの集計機能を有すること(詳細については別途協議の上とすること)。
- (3) 原案作成委託を行う居宅介護支援事業者とのデータ連携に関する機能
- ① 委託する対象者の氏名・氏名フリガナ・性別・生年月日等の基本情報、認定情報、主治医意見書情報をデータで出力できること。
 - ② 委託先居宅介護支援事業者で作成した介護予防サービス計画のデータを、地域包括支援センター側システムで蓄積できること。
 - ③ 委託した対象者の介護予防サービス計画について、画面上で確認の依頼と確認済みのチェックが行えること。
 - ④ 委託先居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画作成及び給付管理業務(給付管理票・請求書作成)を行い、データ出力できること。
 - ⑤ 委託先居宅介護支援事業者とは、オンライン連携の他 FD や MO 等の媒体を利用したオフライン連携が可能なこと。
 - ⑥ 媒体を用いてデータ連携を行う場合は、情報保護のため暗号化を行うこと。
- (4) 総合相談・権利擁護事業に関する機能
- ① 相談受付から対応内容の記録や相談内容の履歴が管理できること。
 - ② 各相談に関わる情報の参照及び集計処理ができること。
- (5) 包括的・継続的マネジメントに関する機能
- ① 居宅介護支援専門員に対する日常的指導・相談、支援困難事例について、相談内

- 容や事例の記録・管理ができること。
- ② 各記録に関わる情報の参照及び集計処理ができること。
- (6) 介護予防事業に関する機能
- ① 介護予防に関わるリソースの管理及び照会ができること。

6. 機器構成及び動作環境

- (1) 接続用 デスクトップ PC
- ① 設置数 6台
 - ② OS Windows 10 Pro
 - ③ CPU 【Core i3】3.7 GHz 以上又は同等品以上
 - ④ メモリ 4GB 以上
 - ⑤ HDD 500GB 以上
 - ⑥ ディスプレイ 17インチ液晶ディスプレイ
- (2) インターネット接続環境
- ① 光回線
- (3) 周辺機器
- ① プリンタ A3対応レーザープリンタ
 - ② ネットワーク構築機器
 - ③ その他、正常に運用するための機器一式

7. セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、別添の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策
- ① OS 起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ② システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ③ ID による起動メニュー制限ができること。
 - ④ 操作ログ (ID・操作メニュー・操作内容) の記録及び出力ができること。
- (2) データのセキュリティ対策
- ① 個人情報を含むデータの暗号化を行うこと。
 - ② 定期的なバックアップを実施し、障害発生時に速やかに復旧できるようにすること。
- (3) ウイルス対策
- ① 指定するウイルス対策ソフトにより、ウイルス・スパイウェアへの対策を行うこと。

8. サポート体制

- (1) オンサイトサポート
- ① 障害発生時や担当者の異動があった場合などは、保守サービス拠点から専門スタッフを派遣し、操作などの説明を行えること。

(2) オンラインサポート

① サポートセンター

制度の知識、システムの知識に精通した、専門スタッフを配置していること。

② 通信サポート

セキュリティに関する取決めを行った上で、通信による対応が可能なこと。

③ Web ページでの情報提供

システムの操作やトラブルについて、Web 上で情報が得られること。

(3) 法改正・制度改正に伴う対応

① ASP(クラウド)サービスのため、法改正や制度改正によるシステム変更が発生した場合、システムデータセンターにてバージョンアップできること。

② 地域包括支援センターでのシステムバージョンアップ作業は原則無いものとする。